

東京グラフィックス 印章取扱規程

平成 28 年 10 月 4 日 理事会決定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人東京グラフィックサービス工業会（以下、この法人）において使用する印章の管理及び押印について、必要な事項を定めるものとする。

(定義及び種類)

第 2 条 この規程の印章とは、業務上作成された正式文書及び金融機関等との取引等に使用される印章で、その印を押すことにより当該文書等が真正なものであることを確認することを目的とし、印章の種類は次のとおりとする。

- (1) 会長実印（会長の「会長の印」として印鑑登録済の印）
- (2) 会長丸印（銀行等金融機関届出の印）
- (3) 工業会角印（主として会費、セミナーの請求等に使用する印）
- (4) 工業会認印（主として会費、セミナーの請求等に使用する印）

2 上記 4 種の印影は別に記録する。

(管理)

第 3 条 第 2 条に規定する印章の管理は、(1) は会長の金庫、(2) は財務を担当する理事の金庫、(3) 及び (4) は、当会事務局の所定の場所とする。

(使用)

第 4 条 印章の押印を受けようとする者は、当該文書を添えて各印章管理者である (1) は会長、(2) は財務を担当する理事、(3) 及び (4) は専務理事に提出し、その押印を請求するものとする。

2 印章を押印するときは、その用途を明瞭にしておかなければならない。押印者は、第 4 条に規定する各印章管理者である (1) は会長本人、(2) は財務を担当する理事本人、(3) 及び (4) は当会専務理事が押印する。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 4 日から施行する。